平成３０年（フ）第７４９号
横浜市神奈川区片倉４丁目３番24―407号
債務者　廣島　政彦
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７６０号
横浜市神奈川区白幡東町15番９号
債務者　三澤　千文
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６号
大分県中津市大字角木85番地14（闇無）
債務者　岩永　梨沙
1　決定年月日時　平成30年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月５日午後１時30分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成３０年（フ）第３６４号
東京都西東京市新町５丁目９番３号ハイムリンデンＣ202号
債務者　髙倉　范子
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月29日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４８２号
東京都東大和市蔵敷２丁目635番地の２
債務者　岩間　佳子
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６０号
静岡市駿河区大谷２丁目14番７号
債務者　田口　郁子
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３８２号
東京都三鷹市牟礼２丁目13番42号ＣＡＳＡ・ＨＩＲＯ102
債務者　岩崎麻沙也
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月４日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第１０５８号
千葉県船橋市上山町３―618　山崎ハイツ301、住民票上の住所千葉県船橋市高野台３丁目28番９号
破産者　宮田　秀雄
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２８４号
千葉市若葉区大宮町3851番地　２Ｆ
破産者　足立　達男
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３３５号
千葉市稲毛区稲丘町10番２号
破産者　尹峯雪こと　尹　きぬ子
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３４号
千葉県八千代市八千代台南３丁目25番21号
破産者　有限会社徳栄
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３５号
千葉県浦安市今川１丁目13番13号　アゼリアコート（101）
破産者　近藤　浩之
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第６０号
千葉県習志野市谷津３丁目１番47―910号
破産者　原　佳比己
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８５号
埼玉県行田市桜町１丁目14番12号
破産者　有限会社中村商店
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１３７９号
千葉市稲毛区長沼原町700番地
破産者　長沼交通有限会社
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１９号
千葉県習志野市谷津２丁目２番35号
破産者　髙川　真弥
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１１７号
千葉県船橋市日の出１丁目１番７号　東亜建設工業株式会社船橋寮301号室
破産者　湯村　　健
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係